

令和2年度

教 育 行 政 執 行 方 針

豊 頃 町 教 育 委 員 会

## 教育行政執行方針

令和2年第1回豊頃町議会定例会の開会にあたり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を述べ、町議会をはじめ町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

時代は平成から令和へ改まり、豊頃町は開町140年の節目となる、新たな時代を迎えています。少子・高齢化や生産年齢人口の減少、IoTやAIを活用し新たな価値を生み出す社会が到来しようとする今、本町が将来にわたって発展し豊かな社会を実現していくためには、未来を担っていく無限の可能性を秘めた子どもたちが、それぞれの夢を持ち、その実現に挑戦し、幸福な人生とよりよい社会の創り手となる力を身に付けることが重要で、地域を支える人材の育成を担う教育の役割がますます重要となり、学校教育や社会教育をはじめ、町全体の教育機能が連携・接続した一体的な教育の推進と、町民一人ひとりが生涯学び続け、様々な力を社会に生かすことができる生涯学習社会を形成していくことが必要であります。

教育委員会といたしましては、本町の子どもたちが、様々な社会変化にも果敢に挑戦し、新しい時代を力強く切り拓いていくことができるよう、学校、家庭、地域との緊密な連携の下、規範意識や自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやりなどの道徳性を養うとともに、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、自らの可能性を発揮し未来に向かって逞しく生きぬいていく力を支える「知・徳・体」の調和を重視した教育を推進するとともに、町民一人ひとりが主体的に社会に関わり、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、本町の教育目標「報徳のおしえをうけつぎ いきいきと輝く 町民をめざして」の実現に向け、次の教育施策を推進してまいります。

## 1 教育環境の整備充実

平成 27 年度から総合教育会議で、町長と協議検討し教育の振興を図るために重点的に講ずる施策としての豊頃中学校改築事業が、本年度実施設計に着手するまでに至りました。児童生徒が減少する本町の学校教育環境において、中学校校舎・体育館の改築に併せて、小中連携その先にある小中一貫教育を効果的かつ効率的に施せる学校施設の実現を目指していきます。

豊頃小学校では、相談室等に利用可能な仕様変更の改修工事や非常時の安全対応のための非常用放送設備、防火扉閉鎖装置の修繕など安全安心のための改修を、大津小学校では、冬期間の生活環境改善のため、建具の計画的改修や特別教室の設備修繕を行います。また、学校給食センターのスチームコンベクションオーブンを更新するなど施設の適切な維持管理、安全衛生管理に努めるとともに、学校教材備品の充実を図り、児童生徒が安心して通学し、快適な環境で学習できるよう所要の整備を行ってまいります。

また、保護者に対する教育費負担軽減のため、小学校入学祝金、小中学校等修学旅行費交付金、高等学校等就学助成金事業等を継続実施してまいります。

学習施設においては、える夢館のLED照明改修を年次計画に基づき実施、エレベーターの地震に対する安全対策改修工事を行い、町民の文化・スポーツ活動の拠点施設として適切な維持管理に努めてまいります。

## 2 学力向上、豊かな心と健やかな体の育成

これからの社会変化は予測困難な状況ではありますが、前向きに受け止め、主体的に向き合い、関わり合い、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え判断して行動し、可能性を發揮し、人生の創り手となるための力を子どもたちが育めるよう、主体的・対話的で深い学びの視点に基づく授業改善を進めるとともに、教育効果を高めるカリキュラム・マネジメ

ントを実践していくことが重要であります。

- (1) 昨年4月に小学校6年生と中学校3年生の児童生徒を対象に、小学生は国語・算数、中学生は国語・数学・英語の教科において「知識」「技能」に関する令和元年度全国学力・学習状況調査が行われ、小学校の国語の書くことの領域を除いて全国・全道平均を上回り、中学校の国語、数学、英語においても全ての領域で全国・全道の平均を上回り、特に小学算数の量と測定、中学数学の関数では大幅に全国・全道平均を上回る結果となり、習得すべき内容を確実に身に付けているといえる状況となってきております。

各学校においては、調査結果を踏まえた上で、今後も学習規律の定着と基礎的・基本的な学習内容の確実な習得に努めるとともに、今後ますます活用する場面が増えるであろうICTを活用した授業を取り入れ「分かる・楽しい授業づくり」に努めながら、児童生徒の学ぶ意欲を高めると同時に、学ぶ楽しさが実感できるよう授業を工夫・改善してまいります。

また、町教育研究所が作成した「家庭学習の手引き」を活用し、家庭と連携を図りながら学習の仕方や学習習慣が身に付くよう取り組んでまいります。

- (2) 児童生徒の豊かな心と規範意識の育成を目指した取り組みとして、教科化された道徳の授業において、小学生では生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底するとともに自己の生き方についての指導を充実します。中学生は思春期の特性を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方を見つめさせる指導を充実するとともに、「子ども報徳訓」の実践・充実に努めるとともに、郷土に対する誇りと愛着心を育む郷土学習や職業体験、ボランティア活動を通して様々な人たちとふれ合い、互いに支え合いながら、自らの生

き方を主体的に考えることができる力を育む活動を推進してまいります。

- (3) 児童生徒の体力向上に向けた取り組みとして、子どもの日常生活の場となる学校、家庭、地域社会が連携して、体力の向上や運動習慣の改善・定着化、望ましい生活習慣の育成が必要となります。体力向上は健康維持のほか意欲や気力の充実にも大きく関わっており、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となるものであることから、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を活用するなど、各学校において、それぞれ発達段階に応じた向上対策に取り組むとともに、学校、家庭、地域指導者の協力を得ながら、スポーツ少年団活動や部活動を引き続き支援してまいります。

児童のむし歯予防対策として町が推進し、各小学校で実施しておりますフッ化物洗口事業については、未実施児童の保護者の皆様にもより理解が得られるよう周知を図りながら継続実施してまいります。

学校給食につきましては、安全で栄養バランスの優れた給食を提供するため、施設・設備の適切な保守点検と食材等の衛生管理を徹底するとともに、地場食材を活用し、子どもたちが健康に生活していくための食に関する正しい知識・望ましい食習慣と食に対する感謝の気持ちや郷土への理解を深めるため「ふるさと給食」の充実と栄養教諭による「食育に関する指導」に努めてまいります。また、食物アレルギーを持つ子どもに対しては、関係機関との情報共有や緊急時に備えた体制構築など、子どもたちがより安心して給食をたべられるよう適切な対応を図ってまいります。

- (4) 特別支援教育は、個々の違いを認識しつつ人々が生き生きと活躍できる共生社会を形成する基礎となるとの認識を共有し、特別な支援を必要とする児童生徒には、学級担任のほか全教職員で支援する体制を

つくとともに、新年度においては、特別支援教育支援員を増員して配置し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行ってまいります。

また、教職員の指導力向上のため専門研修等を受講するなど、発達状況に応じた指導・支援の充実を図ってまいります。

- (5) コミュニケーション力の向上は、今日求められている課題のひとつですが、グローバル化が進展する今日、児童生徒の国際感覚を育むため、中学生のサマーランドへの派遣交流事業を実施するほか、引き続き外国語指導助手と外国語活動指導員を各学校へ派遣し授業補助を継続して実施します。また、北海道教育大学釧路校や東京学芸大学の学生研修、ボランティアの受け入れを通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めてまいります。

### 3 地域とともにある学校づくりの推進

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されております。

子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりによる教育がなければ実現困難であります。

輝く子どもたちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取り組みを進め「学校運営協議会」により地域の人々と教育目標や校長の学校経営ビジョンを共有し一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を推進していきます。

### 4 豊頃町立学校における教職員の働き方改革推進プラン

本町の推進プランは、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、北海道教育

委員会が定めたガイドラインに準拠し、令和元年7月に改正された「北海道アクションプラン」に基づき令和2年2月に改定しました。

学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、教職員の長時間労働の実態は、日々の教育活動の質に関わる重大な問題であるとの認識から、教職員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図ることとしたもので、令和2年度末までに推進する努力目標として、通常勤務時間を除く、在校等時間を1か月で45時間以内、年間360時間以内にするを基本目標とするものです。

目標達成の指標としては、部活動における休養日を週当たり2日以上設ける、定時退勤日を月2日以上、学校閉庁日を年9日以上実施することとしています。

今後も、保護者や地域住民への理解と協力を得て、目標達成の取り組みを検証し、見直し、改善により実効性のあるものとして、教職員の長時間労働の改善を進め、心身の健康保持の実現と誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図ってまいります。

## 5 健全育成、安全教育の推進

- (1) いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、各学校で策定した「いじめ防止基本方針」の定着を図り、望ましい人間関係の醸成はもとより、いじめや不登校の未然防止と適切な実態把握による早期発見を基本として、組織的かつ迅速な対応が図られるよう取り組むとともに、危険ドラッグ等の薬物乱用防止や性に関する指導を継続してまいります。

また、多様化・高度化した情報通信社会において、インターネットを利用した誹謗・中傷の書き込みなど、子どもに関わる事件、トラブル

ルが多発していることから、学校と家庭が連携して情報モラルに対する意識の向上を図ってまいります。

- (2) 「豊頃町通学路安全対策連絡協議会」による通学路の合同点検、安全確保に係る対策の実施により、交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを推進するとともに、児童生徒を犯罪などから守るためには、地域の方々の見守りや情報共有はもちろんのこと、児童生徒が自ら安全に行動する能力を身に付けることが重要であることから、各学校において、交通安全教室や防犯教室等を実施し、事故や犯罪被害の未然防止に努めてまいります。

また、火災や地震・津波等の自然災害、Jアラート発令時等に対する防災教育や避難訓練を定期的実施し、自ら命を守りぬくため主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに積極的に貢献する意識の醸成を図ってまいります。

## 6 小・中学校連携教育の推進

小中連携の実施に当たり、小・中学校教職員がそれぞれの課題解決に資するため、互いに授業を参観し合ったり、合同研修等を実施したりすることで、小・中学校教職員が互いの専門性に学び、9年間の教育課程及び指導方法の理解に資することが学校間連携・協力体制の第一歩と言われており、本町においては、義務教育9年間の教育課程に位置づけられている「報徳のおしえ」を基盤に、系統的で一貫性のある連携教育を推進してまいります。

なお、豊頃中学校改築工事の完成、開校を令和5年に予定しており、町内小・中学校合同行事等による児童生徒の交流や、教職員の相互派遣、授業公開や研究協議による共通理解など、小中連携教育のなお一層の推進を図ってまいります。

## 7 響きあい、高めあう社会教育の実現をめざして

本町の社会教育として、第一に、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足、自己実現・成長を通しての「人づくり」。第二に、住民の相互学習を通じ、つながり意識や住民同士の絆の強化による「つながりづくり」。第三に、地域に対する愛着や帰属意識、地域の将来像を考え取り組む意欲の喚起、住民の主体的参画による地域課題解決となる「地域づくり」。

これらの充実により、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を果す社会教育を推進してまいります。

「学び続け、認め合う社会教育をめざして」町民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した生活を送るためには、自ら学びその成果を社会に還元することが必要であり、このことで「人と人」、「人と学び」が響き合い、高め合い、まちづくりの基盤となって発展へと繋がっていきます。

町民一人ひとりが目標を持って学び、その成果が日常生活や社会活動で有効に生かされる社会教育を推進するため、幼児期から高齢期まで、それぞれのニーズに応じた様々な学習機会を提供してまいります。

### (1) 少年教育

次代を担う子どもたちの健全な育成は、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる分野におけるすべての人々がそれぞれの役割と責任を担いつつ、相互に協力しながら良好で安全、安心な社会環境をつくることが求められています。

子どもたちが「ふるさと豊頃」に対する誇りや愛着を高めるとともに、郷土の自然や歴史、文化を自ら学び、自ら考える力を身に付けることができるように「える夢キッズクラブ」や「通学合宿」など、様々な体験学習を実施してまいります。

また、少年芸術鑑賞会など優れた芸術にふれる機会を設け、「豊頃町子どもの読書活動推進計画」によるブックスタート、セカンドブック事業

を通して、本に親しむきっかけを作り、豊かな人間性や社会性を育むための教育を充実してまいります。

## (2) 成人教育

### ○青年教育

地域づくり、まちづくりの次代を担う青年が、社会の一員として自覚し、自らの意思で活動する意識を醸成するため、町が実施する各種交流事業と連携を図りながら、ニーズに応じた学習機会や交流事業を提供し、リーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

### ○成人一般教育

町民の多種多様な学習要求に応えるため、える夢大人の文化講座やえる夢出前講座等の内容を充実するとともに、個人・グループ・サークル等の活動支援を行い、学びの成果を地域で生かし連帯感を高め、交流を促進するために必要な学習機会を提供してまいります。

### ○高齢者教育

高齢者が、充実した生活を送るための学習活動の場である豊寿大学や生涯教室を継続実施するほか、学習要求に応じた学びの場の提供・支援など、高齢者がこれまで培ってきた豊富な知識、経験をさらに高め、次世代へ伝えるための機会の拡充を図ってまいります。

## (3) 芸術・文化

豊かな人間性と情操を育むため芸術鑑賞会等を開催し、優れた芸術・文化にふれる機会を拡充するほか、町民文芸誌の発行や芸術・文化活動の成果を発表する場を提供するとともに、文化協会や自主活動グループ等への支援を行ってまいります。

## (4) 文化財

文化財は、わが町の歴史や文化を伝える重要な財産であり、豊頃町へ

の愛着や誇りにつながるものであることから、適切な保護・保存・活用、民俗文化財の継承・育成を支援し、郷土に関する学習活動を推進するとともに、十勝発祥の地である大津の歴史について、現在までの関係各位の調査研究成果をまとめた資料の制作を行ないます。

また、町指定文化財である「はるにれの木」の倒壊防止対策など保護修繕事業を継続実施してまいります。

#### (5) 社会体育

利用者が安全で安心して、それぞれの年齢や体力に応じてスポーツに親しめる場の充実に努め、町民の生涯スポーツ活動を推進してまいります。

スポーツ関係団体と連携して各種スポーツ大会を開催し、子どもから高齢者まで幅広い世代が一年を通して心身の健康と体力の増進を図るため、スポーツ教室や出前講座などを実施してまいります。

また、多様化するスポーツ活動の要求に応えるため、スポーツ団体、指導者の育成を推進してまいります。

#### (6) 学習拠点施設の整備充実

町民が学習や文化・スポーツ活動等を行うための拠点施設である「える夢館、図書館、総合体育館、町民プール」などが安全、快適に利用できるよう、適切な維持管理と器具・備品等の充実に努めるとともに、各種情報の提供や相談にきめ細やかに対応し、気軽に利用できる施設運営に努めてまいります。

### 8 開かれた教育行政の推進

情報化やグローバル化など急激な社会変化の中、教育水準の維持向上と地域の実情を考慮した自律的教育行政を推進するには、教育関係者のみならず、町民皆様のご協力と相互連携が大変重要であります。

教育委員会は、このことを踏まえ、施策の効果の検証と改善を絶えず行いながら効果的な教育行政の推進に努めるとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育に関し学識経験を有する方々の知見を活用しながら点検及び評価を行っていきます。

また、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表し、町民の皆様への説明責任を果すよう努めてまいります。

以上、令和2年度教育行政執行に関する主要な方針を申し上げましたが、教育委員会といたしましては、今後も総合教育会議等を通して町長と十分に意思疎通を図り、本町の教育大綱である「報徳のおしえを育む教育」「生涯にわたって学ぶ人づくり」推進のため、小・中学校が一貫して「報徳のおしえ」を系統的に学び続け 知、徳、体のバランスに富んだ逞しく生きていく力と豊かな心を持った子どもを育てる学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツの振興などに努めてまいります。

町議会をはじめ町民皆様の教育行政に対するご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針とさせていただきます。